

## 山口地方裁判所委員会（第18回）議事概要

1 日時 平成24年1月25日（水）午後2時から

2 場所 山口地方裁判所大会議室

3 出席者

(1) 山口地方裁判所委員会委員（敬称略）

石田 健一（山口県消費生活センター所長）

内山 新吾（弁護士）

澤田 康広（山口地方検察庁次席検事）

古川 行男（山口地方裁判所長）

村重 理是（山口放送株式会社山口支社長）

森重 知之（弁護士）

矢次 巧（山口商工会議所総務部長）

豊 嘉哲（山口大学経済学部准教授）

(2) オブザーバー

裁判官，民事首席書記官

(3) 説明者

刑事首席書記官，刑事次席書記官，裁判員調整官

(4) 事務担当者

事務局長，総務課長，総務課課長補佐，庶務係長

4 議事の概要

(1) 委員長あいさつ（古川委員長）

(2) 自己紹介（矢次委員，豊委員）

(3) 報告「第17回山口地方裁判所委員会での御意見を踏まえた広報の取組について」（古川委員長）

(4) 議題「裁判員裁判について」

- ア 裁判員裁判の実施状況等について（刑事首席書記官による基調説明）
- イ 裁判員等選任手続の模擬体験
- ウ 裁判員等経験者の意見等について（刑事次席書記官による基調説明）
- エ 意見交換

意見交換の要旨は別紙のとおり

- (5) 次回の意見交換のテーマについて

「市民に利用しやすい裁判所」をテーマに意見交換を行うことになった。

- (6) 次回開催日の決定

平成24年7月10日（火）（場所：山口地方裁判所下関支部）

(別紙)

### 「裁判員裁判について」意見交換要旨

(発言者：◎委員長，○委員，△オブザーバー，□説明者，◇事務担当者)

- 裁判員等経験者アンケート・データを見ると，法廷での説明等の分かりやすさについて，分かりやすかったと答えた裁判員経験者の割合は，検察官よりも弁護人の方が低い数値となっている。裁判員経験者は，なぜ弁護人の説明等が分かりにくいと感じたのか，理由が分かれば教えていただきたい。
- ◎ 理由については，紹介できるデータがない。
- アンケート結果については，弁護士会でもいろいろ議論している。理由として，分かりやすく説明しようとする努力が足りないのではないかとの指摘があるが，このほかに，弁護人という立場上，必然的な面もあると思う。私の経験から言って，被告人が分かりやすい弁解をすることはなかなかない。被告人の弁解は，複雑で分かりにくいところがあり，こうした被告人を弁護するという弁護人の立場を裁判員に理解してもらう必要があると思う。
- 弁護人も極力専門用語を使わないで説明されていると思うが，それでも分からないというのはなぜか。
- △ 弁護人も，専門用語をかみ砕いて説明されているし，もし，法廷で分からない用語があれば，評議のときに裁判官が説明しているので，そういったことが理由ではないと思う。先程も御意見があったとおり，被告人の弁解は，ずっと頭に入ってこないものが多く，犯行に及んだ理由なども説明しづらい面があり，そういう意味での分かりにくさ大きいのではないかと感じる。
- 法律レベルの問題ではなく，被告人の弁解が，一つのストーリーとして分かりにくい，どう理解したらいいか分からないということがある。それが反映して，弁護人の説明には，ストーリーとしての分かりにくさがつきまとう

のだと思う。

- 裁判員経験者が、何を基に分かりにくいと言っているのか分からないが、原因が、尋問の仕方等、技術的な問題であれば、弁護人が変われば全く違うと思うし、内容の問題であれば、どんな弁護人が説明しても、分かりにくいものは分かりにくいと思う。検察庁では、技術的な面について、できるだけ分かりやすく説明するよう研修を行っている。検察官の主張にも、内容が分かりにくいものがあると思うが、理解してもらえよう努力している。
- 今回、裁判員裁判をテーマに意見交換を行うことになっていたのですが、実際に裁判員裁判を傍聴した。検察官は、冒頭陳述のとき、まずその定義を説明してから陳述しており、また、裁判員に資料を配布するなど、分かりやすい説明をしようとしていると思った。

法廷は人を裁く場所だから、威厳というものは必要だと思う。裁判官は、裁判員の権限や義務について、裁判員に説明するということだが、そのときに、法廷での態度についても話をしたらどうだろうか。また、裁判官が法廷で着用する法服のようなものを、裁判員にも用意すればよいと思う。

裁判員候補者に送付する書類に、「疎明資料」という言葉が使われているが、一般的には使わない言葉である。辞退を希望する理由が分かる資料というような言い回しでもいいのではないか。

自家用車で裁判所まで来た場合でも、高速道路や駐車場の料金は加算されないということだが、例えば、岩国から裁判所まで一般道を通って来るといのは現実的ではないと思う。私の会社では、社員が岩国の支局から山口へ来る場合、高速道路の料金を支払わないとは言わない。高速道路や駐車場の料金などは、実費として支給してもいいのではないか。

100日間審理が行われる裁判員裁判のことが報道されていたが、普通のサラリーマンが何週間も仕事を休むことは難しい。審理が長期間に及ぶ事件

では、裁判員として参加できる人はなかなかいないと思う。

- ◎ 「疎明資料」という表現については、検討したい。

旅費については、法律に基づいて支払われているため、山口で対応することができないことは御承知いただきたい。

審理が長期間に及ぶことについては、検察官、弁護士とも相談して、必要な証拠をできるだけ効率よく取り調べるよう努力されているものと認識している。

- 長期間審理については、法曹三者が互いに協力し合い、できる限り裁判員の負担にならないようにしなければならないと思っている。必要な証人は取り調べなければならないが、必要な限度で公判活動ができるように、裁判員裁判では公判前整理手続を必ず行うことになっているので、そのときに争点を整理しなければいけないと思う。

委員長が、山口ではこれまで裁判員裁判は比較的順調に行われてきたと言われたが、それは法曹三者が互いに協力し合い、裁判員にそれほど大きな負担を掛けずに済んだからではないかと思う。今後も協力し合って、裁判員にあまり負担を掛けないようにしなければならないと思っているし、普通のサラリーマンが参加できないような裁判員裁判ではなく、どんな方でも参加できるようにしなければならないと思っている。

- ◎ 起訴された後、公判を開くに当たり、何をどういう順序で取り調べるかについて、法曹三者で打合せを行うが、その打合せの期間も短くしなければ、起訴から判決までの全期間が短くならない。あらゆる段階で短くしようとする努力が必要だと思う。

- 裁判員等選任手続期日のお知らせが届いたが、県外に住んでおり、裁判所に行くことが難しいので、辞退を申し出た場合、また別の事件について、選任手続期日のお知らせが届くのか。

- 質問票の回答により辞退が認められる場合には、呼出しを取り消すが、裁判員候補者として名簿に登載されているので、また別の裁判員事件で選任手続期日のお知らせが届く可能性はある。
- 裁判員候補者に選ばれても、その事件と関わりがある場合には、辞退が認められるということだが、この場合も、また別の事件について、選任手続期日のお知らせが届く可能性があるのか。
- 裁判員法に定める辞退事由に該当するか否かは、事前質問票や選任手続において裁判員候補者の申し出られた内容に基づいて裁判長が判断する。仮に、辞退が認められた場合には、選任手続に出席された場合であっても、そのことが辞退事由とはならないので、同一年度において別の裁判員事件で選ばれる可能性がある。

これに対し、選任手続に出席したがくじに外れて裁判員に選ばれなかった場合には、選任手続に出席してから1年以内であれば、そのことが辞退事由となる。

- 裁判員候補者に選ばれたので、数日間、場合によっては数週間の予定を空けるなど準備をして選任手続の期日に裁判所に行ったのに、選ばれなかったという人もいると思うが、そういう人からクレームはあるか。
- 知り得る限りでは、そういったクレームはない。
- 裁判員候補者に送付する書類に問い合わせ先が書かれているが、問い合わせることができるのは、休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後6時00分までとなっている。この時間帯が勤務時間であるため、問い合わせることができない人も多いと思うが、問い合わせの時間を延ばすことはできないのだろうか。裁判所へ来てくださと呼び出しておいて、問い合わせの時間がこの時間というのは不便だと思う。
- 裁判所の開庁時間は午後5時までだが、問い合わせの時間は午後6時まで

延長している。

- 学生と接する機会が多いが、学生は、固定電話を持っていないので、ファックスで問い合わせるのは難しいと思う。メールで問い合わせることはできないのか。
- ◇ 現在、裁判所には、裁判員候補者の方からのメールを受信できるアドレスは開設されていない。また、職員のアドレスは、情報セキュリティの関係で部外への開示を制限しているため、裁判員候補者の方に開示することも難しい状況である。ただ今の御意見、御要望については、最高裁へ伝えていきたい。
- 裁判員等選任手続期日のお知らせに「出頭」という言葉が使われているが、まるで犯罪人であるかのような印象を受けるので、使わないでもらいたい。

「次の書類が入っています！」という書面に、「是非ご覧ください。」と書かれているが、是非ご覧くださいというのは、お勧めの言葉であり、絶対に見てもらわなければならない場合は、「必ずご覧ください。」と書くのではないだろうか。また、裏面には、裁判所に提出していただくものとして、「振込口座の通帳のコピー」と書かれているが、その下の説明文にはコピーという言葉がないので、入れた方が分かりやすいと思う。

保育施設の利用料について、キャンセル料が発生した場合は、日当から支払ってくださいとあるが、ずっと前から予約していたのに、結局裁判員等に選ばれずキャンセルすることになった場合、そのキャンセル料を支払えるほどの日当は支給されていないと思う。将来的には、その辺りの手当てを考えてもらいたい。

昨年、インターネット上に、性犯罪の被害者等の個人情報が出るといった事故があった。こういうことは絶対にあってはならないことだが、その反面、誰でもしてしまいそうな事故である。このように被害者の個人情報が漏

洩す危険性があるのなら，性犯罪の事件を裁判員裁判の対象事件とするべきかどうか，検討が必要だと思う。

- 裁判所に提出していただくものとして，「振込口座の通帳のコピー」と書かれているが，ネットバンキングだと通帳がないことが多い。通帳がない場合は，どうすればいいのか。
- 裁判員等へのアンケートに，交通費や日当に関する項目を追加したらどうだろうか。そうすれば，裁判員等経験者の事情がよく分かると思う。

以 上